証券コード 6479

平成28年６月６日

株 主 各 位

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73
ミネベア株式会社
代表取締役　貝 沼 由 久

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、次頁のご案内に従って平成28年６月28日（火曜日）午後５時30分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月29日（水曜日）午前10時

２．場　　所　長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢
軽井沢プリンスホテル ウエスト　国際会議場「浅間」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）

３．目 的 事 項

報 告 事 項
1. 第70期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役10名選任の件

４．議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送下さい。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、３頁の【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧の上、平成28年６月28日（火曜日）午後５時30分までにご行使下さい。

以　上

◎本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知は当社ウェブサイトにも掲載しております。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めによりインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。
なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載した「連結注記表」及び「個別注記表」を含んでおります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、本株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ウェブサイトにおいて掲載することにより、お知らせいたします。

当社ウェブサイトURL　http://www.minebea.co.jp/

【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1．インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話（スマートフォンを含む。以下同じ。）を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕　http://www.web54.net（ウェブ行使）

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

3．議決権の行使期限は、平成28年６月28日（火曜日）午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

4．書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

5．議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

●インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について

インターネットにより議決権を行使される場合は、次のシステム環境が必要です。

(1) パソコン用サイトによる場合

ア．画面の解像度が、横800×縦600ドット（SVGA)以上であること。

イ．次のアプリケーションをインストールしていること。

(a)　ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b)　PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader® または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※ Internet Explorer は米国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader® 及び Adobe® Reader® は、米国 Adobe Systems Incorporated の、米国及び各国での登録商標及び製品名です。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

なお、携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

●インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］ 0120-652-031　（受付時間　午前９時～午後９時）

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

［電話］ 0120-782-031　（受付時間　午前９時～午後５時 土日休日を除く）

●議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の日本経済は、当初は円安、株高、原油価格安を背景に高い成長が期待されていましたが、春先から夏場にかけて個人消費、設備投資、輸出が伸び悩む等景気の低迷が見られ、期後半には中国を中心とした新興国経済の減速と資源価格の大幅な下落、さらには急速な円高の進行により先行きの不透明感が強まりました。米国経済は、サービス業を中心に堅調に推移し、雇用環境の改善を背景に家計部門を中心とする景気拡大が続きました。欧州経済は、域外輸出に減少が見られましたが、域内消費主導で緩やかな景気回復が続きました。一方、アジア地域の経済については、中国の抱える過剰設備や不動産開発投資減速の実態が徐々に明らかになるにつれ、景気の先行きに対する不透明感が増大しました。アセアン諸国は、中国への依存度が高いことから同国向けの輸出が伸び悩みましたが、公共投資や消費刺激策等の政策による下支えもあり、緩やかな回復が続きました。

当社グループは、かかる経営環境下で、収益力のさらなる向上を実現するために、徹底したコスト削減、高付加価値製品と新技術の開発及び拡販活動に注力してまいりました。

この結果、売上高は609,814百万円と前連結会計年度に比べ109,138百万円（21.8%）の大幅な増収となり、創業以来初めて６千億円を超えました。営業利益は51,438百万円と前連結会計年度に比べ8,663百万円（△14.4%）の減益、経常利益は46,661百万円と前連結会計年度に比べ13,479百万円（△22.4%）の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は36,386百万円と前連結会計年度に比べ3,501百万円（△8.8%）の減益となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、内製部門を「電子機器製造本部」に含める等の会社組織の変更を行い、これに伴い、セグメント情報の変更を行っております。

機械加工品事業

機械加工品事業は、当社グループの主力製品であるボールベアリングのほかに、主として航空機に使用されるロッドエンドベアリング、ハードディスク駆動装置（HDD）用ピボットアッセンブリー等のメカニカルパーツ及び自動車用と航空機用のねじであります。主力製品であるボールベアリングは、全ての主要市場において需要が好調に推移し、売上、利益ともに増加しました。航空機に使用されるロッドエンドベアリングの売上は、省エネ化の需要が強い民間機向

けを中心に増加しました。ピボットアッセンブリーは、HDD市場規模縮小の影響を受け売上がわずかに減少しましたが、生産効率の改善が進み、営業利益は増益となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は163,811百万円と前連結会計年度に比べ8,026百万円（5.2%）の増収となり、営業利益は40,854百万円と前連結会計年度に比べ1,132百万円（2.9%）の増益となりました。

電子機器事業

電子機器事業は、電子デバイス（液晶用バックライト、計測機器等）、HDD用スピンドルモーター、ステッピングモーター、DCモーター、ファンモーター、精密モーター及び特殊機器が主な製品であります。液晶用バックライトは、スマートフォンの高級志向が進む中、薄型技術に優位性を持つ当社製品の需要拡大と購入部品増加による販売単価の上昇がありましたが、期後半に主要顧客からの当初要求数量と実際の販売数量との間に想定以上の大きなかい離が生じたことにより、売上は前連結会計年度に比べ大きく増加したものの当初見込みを下回り、利益も前連結会計年度比では大きく減益となりました。計測機器は、前期に買収したザルトリウスメカトロニクスT&Hグループの貢献もあり、売上と利益がともに大きく増加しました。HDD用スピンドルモーターはHDD市場規模縮小の影響を受け売上はわずかに減少しました。ステッピングモーターは、OA及び自動車向けを中心に売上、利益ともに増加しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は445,467百万円と前連結会計年度に比べ100,743百万円（29.2%）の大幅な増収となり、営業利益は22,336百万円と前連結会計年度に比べ8,411百万円（△27.4%）の減益となりました。

その他の事業

その他の事業は、自社製機械が主な製品であります。当連結会計年度の売上高は536百万円と前連結会計年度に比べ370百万円（222.5%）の増収、営業損失は124百万円と前連結会計年度に比べ96百万円の悪化となりました。

なお、当連結会計年度の営業利益は、上記以外に調整額として各セグメントに帰属しない全社費用等11,627百万円を含んでおります。前連結会計年度の調整額は10,340百万円でした。

② 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度に実施しました設備投資は、機械加工品事業7,735百万円、電子機器事業29,012百万円、その他の事業178百万円及び全社（共通）6,953百万円で総額43,878百万円であります。

機械加工品事業の主なものは、タイにおけるベアリング関連設備及びメカニカルパーツ関連設備であります。電子機器事業の主なものは、タイにおける液晶用バックライト及び部品関連設備であります。その他の事業及び全社（共通）の主なものは、カンボジア工場増設であります。

なお、設備投資金額には、無形固定資産2,311百万円及び新規ファイナンス・リース契約による資産増加分62百万円を含んでおります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中における設備投資及び運転資金につきましては、自己資金及び借入金を充当しました。

当連結会計年度末現在の社債等を含めた借入総額は137,109百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 67 期 (平成24.4～平成25.3)	第 68 期 (平成25.4～平成26.3)	第 69 期 (平成26.4～平成27.3)	第 70 期 (当連結会計年度) (平成27.4～平成28.3)
売　上　高（百万円）	282,409	371,543	500,676	609,814
経 常 利 益（百万円）	7,673	28,065	60,140	46,661
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,804	20,878	39,887	36,386
１株当たり当期純利益(円)	4.83	55.94	106.73	97.26
総　資　産（百万円）	362,805	381,278	490,043	459,427
純　資　産（百万円）	137,858	163,463	233,679	237,973

（注）百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 67 期 (平成24.4～ 平成25.3)	第 68 期 (平成25.4～ 平成26.3)	第 69 期 (平成26.4～ 平成27.3)	第 70 期 (当事業年度) (平成27.4～ 平成28.3)
売　上　高（百万円）	204,291	247,885	343,358	451,101
経 常 利 益（百万円）	8,424	13,470	24,109	15,950
当 期 純 利 益（百万円）	2,880	8,005	9,575	11,750
１株当たり当期純利益(円)	7.71	21.45	25.62	31.41
総　資　産（百万円）	355,589	366,852	389,214	368,266
純　資　産（百万円）	175,315	180,911	187,119	192,539

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	所在地	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
NMB-Minebea Thai Ltd.	タ　イ	15,305,363 千BT	100.0	機械加工品及び電子機器の製造販売
NMB (USA) Inc.	米　国	311,093 千US$	100.0	持株会社
NMB Technologies Corporation	米　国	6,800 千US$	100.0 (100.0)	機械加工品及び電子機器の販売
New Hampshire Ball Bearings,Inc.	米　国	94,000 千US$	100.0 (100.0)	ベアリングの製造販売
NMB-Minebea-GmbH	ドイツ	11,274 千EUR	100.0	機械加工品及び電子機器の販売
MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.	中　国	239,060 千US$	100.0	機械加工品及び電子機器の製造販売
MINEBEA (HONG KONG) LIMITED	香　港	100,000 千HK$	100.0	機械加工品及び電子機器の販売
NMB SINGAPORE LIMITED	シンガポール	38,000 千S$	100.0	ベアリングの製造並びに機械加工品及び電子機器の販売
MINEBEA (CAMBODIA) Co., Ltd.	カンボジア	50,000 千US$	100.0	電子機器の製造販売

(注) 議決権比率欄の（ ）内は、間接所有割合を内数で示しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは次の「五つの心得」を社是としております。

（一）従業員が誇りを持てる会社でなければならない

（二）お客様の信頼を得なければならない

（三）株主の皆様のご期待に応えなければならない

（四）地域社会に歓迎されなければならない

（五）国際社会の発展に貢献しなければならない

この社是の下、当社グループは株主の皆様・取引先・地域社会・国際社会・従業員をはじめとしたさまざまなステークホルダーに対して社会的な責任を遂行するとともに、持続的な企業価値の向上をはかることを経営の基本方針としております。また、当社グループは、「高付加価値製品の開発」「製品の品質の高度化」に積極的に取り組み、グループの総合力を発揮できる分野に経営資源を集中するとともに、「財務体質の強化」を中心とした企業運営の強化と社内外に対してわかりやすい「透明度の高い経営」の実践を心がけております。

また、当社グループは、製品による環境負荷の低減と環境保全活動の推進、法令の遵守と企業倫理に則した公正・適切な事業運営、ステークホルダーとの良好な関係維持等におけるさまざまな取り組みを通じ、企業の社会的責任を遂行し、一層の高度化をはかっております。

当社グループは上記経営の基本方針に基づき、高付加価値製品の開発を含めた従来製品の一層の収益向上と、機械加工製品技術と電子機器製品技術が融合された複合製品事業も含めた事業ポートフォリオの再構築を検討し、製造、営業、技術及び開発の、領域を越えた総合力の発揮により、「顧客要求対応力」と「価格対応力」の強化に努めます。さらに、地域的なリスク検討を行いながら、大規模な海外量産工場の展開と研究開発体制を整備するとともに、M&A・アライアンスを通じて、事業ポートフォリオの再構築及び企業価値の拡大を積極的に進めてまいります。

これらを具体的に推し進め、業績の一層の改善をはかるため、下記に示す平成30年３月期を目標とする新「５本の矢」の戦略を設定し、その執行に取り組んでまいります。

① ボールベアリングの外販目標数量を月平均１億８千万個とする。
ベアリング事業では順調に販売拡大が進み、既に単月ベースでは外販１億６千５百万個を達成しております。今後徹底的な市場の掘り起こしと新用途の開発により月平均１億８千万個の外販を目指します。

② 複合製品の開発、拡販を行い、“Electro Mechanics Solutions”をさらに加速する。
既に計画を上回る実績をあげておりますが、より複雑化、高難度化する複合製品に向けた技術力を確立することにより、さらなる新製品の開発と拡販を目指します。

③ 照明器具及びその部品の事業基盤を確立する。
連結子会社であるパラドックス社のワイヤレス通信技術と当社の光学、精密加工技術を融合し、スマートシティ、新型LED照明器具SALIOT（Smart Adjustable Light for the Internet Of Things）等の事業を進めます。

④　計測機器関連製品の年間売上目標を500億円とする。
　　ザルトリウスメカトロニクスT&Hグループの買収により年間売上目標を500億円に引き上げます。
⑤　航空機部品事業の売上目標を700億円とする。
　　買収したセロベア社とグローバル・プレゼンスを生かしたシナジー効果の最大化により、民間航空機向け需要の掘り起こしと新型モデルへの対応を行い、ロッドエンドベアリングなどの航空機部品事業として700億円の売上を目指します。

なお、当社は、平成26年11月に韓国公正取引委員会から、韓国国内の小型ベアリングの取引に関して、当社及び当社韓国子会社による韓国公正取引法（独占禁止法）違反の行為があったとして、両社への是正措置命令及び当社に対する課徴金4,912百万ウォン（527百万円）の支払いを命じられ、当連結会計年度に全額の支払いを行っております。また、韓国公正取引委員会からの処分に関連して、平成27年９月11日付で韓国ソウル中央地方検察庁から韓国公正取引法（独占禁止法）違反の行為があったとして起訴されておりましたが、平成27年10月30日、ソウル中央地方裁判所において、当社及び当社韓国子会社に対して、それぞれ、罰金刑100百万ウォン（10百万円）と罰金刑70百万ウォン（７百万円）の判決が言い渡され、全額の支払いを行っております。

平成27年２月に、当社は米国司法省との間で、特定の小径ボールベアリング製品の取引に関して、米国反トラスト法に違反する行為を行ったとして、13.5百万米ドル（1,610百万円）の罰金を支払うこと等を内容とする司法取引に合意し、当連結会計年度に全額の支払いを行っております。

これらの調査に関連して、当社及び当社子会社に対して、カナダにおいて集団訴訟が提起されております。

上記訴訟の結果により、損害賠償金による損失が発生する可能性がありますが、現時点でその金額を合理的に見積もることは困難であり、経営成績及び財政状態等への影響の有無は明らかではありません。

なお、当社及び当社子会社はシンガポールの競争当局の調査を受けて対応しており、当連結会計年度においては特に進展はありませんでしたが、平成28年５月４日付にて調査を終了する旨の通知をシンガポール競争当局より受けました。

これらの処分等につきまして、株主の皆様、お客様をはじめ、関係者の皆様には多大なご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。当社は、これらの処分等を招いた行為の再発を防ぐため、独占禁止法コンプライアンス・プログラムをさらに充実させ、全役職員に対して徹底したコンプライアンス教育を実施してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

区　　分	主　　要　　製　　品
機械加工品事業	ボールベアリング、ロッドエンドベアリング、ハードディスク駆動装置(HDD)用ピボットアッセンブリー、自動車用及び航空機用ねじ等
電子機器事業	電子デバイス（液晶用バックライト、計測機器等）、HDD用スピンドルモーター、ステッピングモーター、DCモーター、ファンモーター、精密モーター及び特殊機器等
その他の事業	自社製機械等

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年３月31日現在）

①　当社の主要な事業所

本　　社	長野県北佐久郡御代田町
東京本部	東京都港区
工　　場	軽井沢工場（長野県北佐久郡御代田町） 浜松工場　（静岡県袋井市） 藤沢工場　（神奈川県藤沢市） 米子工場　（鳥取県米子市） 松井田工場（群馬県安中市）
営業拠点	東京事務所　（東京都港区） 名古屋事務所（愛知県名古屋市） 大阪事務所　（大阪府大阪市）

②　主要な子会社の事業所

前記の「(3)重要な親会社及び子会社の状況　②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
機械加工品事業	17,592 名	709 名減
電子機器事業	44,096 名	792 名減
その他の事業	183 名	43 名増
全社（共通）	609 名	29 名減
合計	62,480 名	1,487 名減

（注）1. 使用人数は就業人員数であります。
2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度より、内製部門を「電子機器製造本部」に含める等の会社組織の変更を行い、これに伴い、セグメント情報の変更を行っております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,464 名	89 名増	43.8 歳	17.5 年

（注）使用人数は就業人員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	39,599 百万円
シンジケートローン	25,850 百万円
株式会社三井住友銀行	17,591 百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	17,564 百万円

（注）シンジケートローンは、三井住友信託銀行株式会社１件、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行２件及び株式会社三井住友銀行１件を幹事として組成された４件の合計額を表示しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社とミツミ電機株式会社は、平成27年12月に対等の精神に基づく経営統合に向けた協議・検討を進めていくことについて合意し、協議を重ね、平成28年３月30日に当社とミツミ電機株式会社との間で、経営統合契約及び株式交換契約を締結いたしました。

この株式交換契約に基づく株式交換については、平成28年12月27日開催予定のミツミ電機株式会社の臨時株主総会において承認を得た上で、平成29年３月17日を効力発生日として行う予定です。当社につきましては、会社法第796条第２項本文の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより行われる予定です。

なお、株式交換の方式は、当社を株式交換完全親会社、ミツミ電機株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換となります。

２．会社の株式等に関する事項

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　1,000,000,000株
② 発行済株式の総数　399,167,695株
③ 株主数　26,667名
④ 単元株式数　1,000株
（平成28年５月１日付の定款変更により、１単元の株式数を従来の1,000株から100株へ変更しております。）
⑤ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	23,649	6.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	18,677	4.94
公益財団法人高橋産業経済研究財団	15,447	4.09
三井住友信託銀行株式会社	15,349	4.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口４)	13,623	3.60
全国共済農業協同組合連合会	10,380	2.74
株式会社啓愛社	10,100	2.67
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	10,057	2.66
株式会社三井住友銀行	10,000	2.64
第一生命保険株式会社	5,062	1.34

（注）1. 当社は、自己株式21,021,093株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当該事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	発行決議日	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権1個当たりの発行価格	新株予約権1個当たりの行使価額	新株予約権の権利行使期間	取締役の保有状況 (保有者数)
ミネベア株式会社 2012年発行 第1回新株予約権 (平成24年7月17日)	平成24年 6月28日	470個	普通株式 47,000株	25,200円	100円	平成24年7月18日から 平成54年7月16日まで	250個 (4名)
ミネベア株式会社 2013年発行 第2回新株予約権 (平成25年7月16日)	平成25年 6月27日	420個	普通株式 42,000株	36,700円	100円	平成25年7月17日から 平成55年7月15日まで	350個 (6名)
ミネベア株式会社 2014年発行 第3回新株予約権 (平成26年7月18日)	平成26年 6月27日	252個	普通株式 25,200株	117,400円	100円	平成26年7月19日から 平成56年7月17日まで	210個 (6名)

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は1個当たり100株であります。

2. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算しております。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払い込みに代えて、当社に対する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺しております。

3. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、全て自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。

なお、自己株式により充当させる場合は、資本組入を行いません。

4. ①新株予約権の行使期間内において、新株予約権者である取締役は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。

②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものといたします。

③その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものといたします。

5. 新株予約権は、社外取締役及び監査役には割り当てておりません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③　その他新株予約権等に関する重要な事項

平成24年２月２日開催の取締役会決議に基づき発行した第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権の概要は、次のとおりであります。

社債の総額	7,700百万円
各社債の金額	100百万円
利率	年率0.60％（固定）
社債の発行日	平成24年２月20日
償還の方法及び期限	平成29年２月20日に総額を社債の金額100円につき100円で償還する。
募集または割当方法	第三者割当により全額を株式会社日本政策投資銀行に割り当てる。
［新株予約権の内容］	
社債に付された新株予約権の総数	77個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権に係る社債の額面金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引き換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使時の払込金額	１　本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法 (1)　本新株予約権１個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 (2)　本新株予約権１個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。 ２　転換価額 当初、382円とする。なお、転換価額が調整された場合は調整後の転換価額とする。
新株予約権の行使期間	平成24年３月２日から平成29年２月12日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	貝沼由久	
取締役 副社長執行役員	加藤木洋治	管理・経理・IT部門担当兼人事総務部門担当兼財務・コンプライアンス推進部門財務部、内部統制推進室、内部監査室担当
取締役 専務執行役員	矢島裕孝	機械加工品製造本部長兼製造支援部門担当
取締役 専務執行役員	藤田博孝	電子機器製造本部長兼車載・海外モーター部門担当
取締役 専務執行役員	許斐大司郎	営業部門担当兼欧州総支配人
取締役 専務執行役員	内堀民雄	経営企画部門担当
取締役 専務執行役員	岩屋良造	電子機器製造本部副本部長兼電子デバイス部門担当兼ライティングデバイス事業部長
取締役 常務執行役員	野根茂	営業部門副担当兼日本・アジア地域統括
取締役	村上光鵄	弁護士
取締役	松岡卓	株式会社啓愛社取締役副社長執行役員
常勤監査役	清水一成	
常勤監査役	時丸和好	
監査役	陸名久好	税理士
監査役	柴崎伸一郎	弁護士

（注）1. 取締役村上光鵄及び松岡　卓の両氏は、社外取締役であります。なお、村上光鵄氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
2. 監査役時丸和好、陸名久好及び柴崎伸一郎の３氏は、社外監査役であります。なお、柴崎伸一郎氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
3. 監査役時丸和好氏は、銀行において長年金融業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役陸名久好氏は、税理士として税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 平成27年６月26日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、監査役鴨井昭文及び棚橋和明の両氏は任期満了により退任いたしました。

6. 平成28年４月１日付で、取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏　　名	変　更　前	変　更　後
藤　田　博　孝	電子機器製造本部長兼車載・海外モーター部門担当	電子機器製造本部長
岩　屋　良　造	電子機器製造本部副本部長兼電子デバイス部門担当兼ライティングデバイス事業部長	電子機器製造本部副本部長兼電子デバイス部門担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員（名）	報　酬　等　の　額（千円）			
		基本報酬	賞　与	ストック・オプション	合　計
取　締　役 （うち社外取締役）	10 （２）	335,545 (17,776)	180,063 （－）	7,759 （－）	523,367 (17,776)
監　査　役 （うち社外監査役）	6 （４）	53,536 (36,041)	－ （－）	－ （－）	53,536 (36,041)
合　　計	16	389,081	180,063	7,759	576,903

（注）1. 上記には、平成27年６月26日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役鴨井昭文及び棚橋和明の両氏が含まれております。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、平成27年６月26日開催の第69回定時株主総会において年額10億円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内。）と決議いただいております。また、平成24年６月28日開催の第66回定時株主総会において、かかる報酬額の範囲内で、年額3,000万円の範囲内にて、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストック・オプションとしての報酬等を付与することにつき決議いただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、平成19年６月28日開催の第61回定時株主総会において年額１億円以内と決議いただいております。

5. 報酬等の額には、当事業年度中に支払った役員賞与63千円及び当事業年度中に役員賞与引当金として計上している180,000千円を含めております。

6. ストック・オプションには、当事業年度における費用計上額を記載しております。

7. 報酬等の額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役松岡　卓氏は、株式会社啓愛社の取締役副社長執行役員を兼務しております。なお、当社は同社より機械設備、部品及び油脂類等の購入を行っております。

② 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	出　席　及　び　発　言　の　状　況
取締役　村上光鵄	当事業年度に開催した13回の取締役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役　松岡　卓	当事業年度に開催した13回の取締役会のうち12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役　時丸和好	平成27年６月26日の監査役就任以降に開催した11回の取締役会の全てに出席し、また、監査役就任以降に開催した12回の監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役　陸名久好	当事業年度に開催した13回の取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に開催した15回の監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役　柴崎伸一郎	当事業年度に開催した13回の取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に開催した15回の監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 社外取締役及び社外監査役の各氏は、平素より法令遵守の視点に立った発言をしております。本事業報告「１．企業集団の現況に関する事項 (4) 対処すべき課題」に記載の独占禁止法違反に係る件については、グループ全体で再発防止に努めるよう求めるとともに、コンプライアンス、内部統制の観点から各種の提言を行いました。

４．会計監査人に関する事項

(1) 名称　　有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	95百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	263百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、財務・税務デューディリジェンスについての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 連結子会社の監査

当社の連結子会社におきまして、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けているもののうち、重要なものは、NMB-Minebea Thai Ltd.、NMB (USA) Inc.、NMB Technologies Corporation、New Hampshire Ball Bearings,Inc.、NMB-Minebea-GmbH、MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.、MINEBEA (HONG KONG) LIMITED、NMB SINGAPORE LIMITED、MINEBEA (CAMBODIA) Co., Ltd.であります。

５．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に基づき、「会社経営の健全性の確保」を具体化するため、「内部統制システムの整備の基本方針」を取締役会で決議しており、この決議の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

① 当社グループは、コンプライアンスに係わる管理体制を設け、グループ会社の取締役、執行役員及び使用人が法令・定款及び当社の社是を遵守した行動をとるため、『ミネベアグループ行動規範』（以下、「行動規範」という。）、『ミネベアグループ役員・従業員行動指針』（以下、「行動指針」という。）及び『コンプライアンス管理規程』（以下、「管理規程」という。）を定めます。

② 「行動規範」及び「行動指針」においては、労働、安全衛生、環境保全、倫理的経営について遵守すべき具体的指針及び基準を定めており、また、その徹底をはかるため、コンプライアンス委員会を設置して、当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するとともに、同委員会を中心に役職員教育等を行います。「管理規程」においては、当社グループにおけるコンプライアンスの基本方針、組織体制及び運営などの基本事項を定め、コンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスに関する各種施策を適宜適切に実施いたします。

③ 当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、一切の関係を持たないとともに、不当な要求に対しても妥協せず、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対処いたします。また、その徹底をはかるため「行動規範」及び「行動指針」にもその旨を明記いたします。

④ コンプライアンス委員会の活動は定期的に、または必要に応じ取締役会に報告いたします。

⑤ 当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を持たせるため、取締役会に社外取締役を設置いたします。

(2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

① 当社グループは、『ミネベアグループ文書管理規程』を定め、これにより文書（電磁的記録を含むものとする。）を関連資料とともに保管いたします。

② 文書の保管期間及び保管場所は、法令に別段の定めがない限り、同規程に従います。なお、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、２日以内に本社において閲覧が可能である方法で保管いたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

① 当社グループは、リスク管理を体系的に定める『ミネベアグループ危機管理基本規程』を制定し、当社グループにおける危機管理の最高責任者を代表取締役社長執行役員とするとともに、その直属の組織として危機管理委員会を設置いたします。

② 同規程に基づき、個々のリスクに対応する組織等で継続的に監視するほか、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類して、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備いたします。

③ 危機管理委員会は、定期的に上記の体制整備の進捗状況をレビューするとともに、具体的な個別事案の検証を行い、その結果を含めリスク管理に関する事項を定期的に、または必要に応じ取締役会に報告いたします。

(4) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

① 当社は、取締役を10名以内とすることにより、迅速で戦略性の高い経営判断を行うと同時に、執行役員制度導入により業務執行について、取締役から執行役員へ大幅な権限委譲を実施し、経営監督機能と業務執行機能の役割を明確にして、業務執行のスピードアップをはかります。

② 当社グループは、取締役、執行役員及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透をはかるとともに、この目標達成に向けて、各製造本部・事業部及び部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成の方法を各製造本部長・事業部長及び部門担当が定めます。その上でITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化し、各製造本部・事業部及び部門と経営管理担当部署とが分析した結果を取締役会が定期的にレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築いたします。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）

① 当社の製造本部・事業部組織及び部門組織が、グループ会社の事業運営上の業務を適宜適切に指導いたします。

② 当社グループに共通の「行動規範」及び「行動指針」を制定し、グループ会社の役職員一体となった遵法意識の醸成をはかります。

③ 当社グループに共通の『グループ会社管理規程』を制定し、当社の日本国内及び海外におけるグループ会社に対する管理基準及び管理手続きを定め、当社及びグループ会社からなる企業集団としての事業発展、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び企業価値の向上をはかります。

④ 監査役がグループ会社の内部統制体制に関して実施する監査の実効を高めるため、監査役への協力体制を整えます。

⑤ グループ会社ごとに数値目標を設定し、数値目標の達成を定期的にレビューし、その結果をフィードバックいたします。

⑥　内部監査室は、グループ会社に定期的な監査を実施いたします。

(6) 監査役の監査の実効性を確保するための体制（監査体制関連事項）

①　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ　補助使用人を置く必要がある場合には、適正に人員を配置し、監査業務を補助いたします。

ロ　監査役の職務の補助業務を担当する使用人が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備いたします。

ハ　補助使用人の監査業務補助は監査役の指揮・命令により行われます。

ニ　補助使用人の人事異動・人事評価については監査役会の意見を尊重いたします。

②　取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ　取締役は、次に定める事項を監査役会に報告いたします。

(a) 上席執行役員会議で協議された事項
(b) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
(c) 毎月の経営状況として重要な事項
(d) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
(e) 重大な法令・定款違反
(f) コンプライアンスホットラインの通報状況及び内容
(g) その他コンプライアンス上重要な事項
(h) 取締役または執行役員が決裁した稟議事項
(i) 取締役または執行役員が決裁した契約事項
(j) 訴訟に関する事項

ロ　執行役員は前イ(b)ないし(e)に関する事項を監査役会に直接報告することができます。また使用人は、前イ(b)及び(e)に関する重大な事実を発見した場合は、監査役会に直接報告することができます。

ハ　グループ会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、前イ(b)ないし(e)に関する事項を監査役会に直接報告することができます。

ニ　当社及びグループ会社の役職員が上記各項に係る通報をしたことを理由として、不利益な取り扱いを受けないものといたします。

③　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ　監査役に対して、取締役、執行役員及び重要な使用人からヒヤリングを実施する機会を与えるとともに、代表取締役社長執行役員、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催いたします。

ロ　内部監査室は、監査役会との協議により、監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告いたします。

ハ　監査役の職務の執行について生ずる費用については、原則として監査役会の立案した年間予算に基づき費用処理するものといたします。やむをえず、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理するものといたします。

以上の基本方針に基づき、全社をあげて内部統制システムの整備を推進しております。

６．内部統制システムの運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの整備の基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

(1) コンプライアンス体制

「五つの心得」を社是として明確に位置付け、併せて「ミネベアグループ行動規範」を改定いたしました。

また、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスに関する各種施策を実施いたしました。コンプライアンス委員会委員に社外取締役１名が就任するとともに、コンプライアンス相談窓口の体制整備として、内部通報の通知先を監査役にも拡大いたしました。

さらに、コンプライアンス研修については、役員、管理職、中堅社員及び新入社員向け並びに海外拠点においても実施いたしました。また「コンプライアンス従業員意識調査」を実施し、引き続きコンプライアンス意識の向上に努めております。

(2) 情報保存管理体制

「ミネベアグループ文書管理規程」に基づき、重要な会議の議事録、各種決裁書類及び計算書類等を適切に保管しております。

(3) リスク管理体制

危機管理委員会を開催し、リスク管理体制整備の状況を確認しております。

具体的には、BCP（事業継続計画）の基本計画を策定する拠点を拡大いたしました。また、すでにBCP策定済の拠点においては、BCPに基づく訓練を実施しております。

また、世界各国で発生している危機管理事態に対して、海外渡航の制限や注意喚起を行うなど、リスク発生の未然防止にも努めております。

(4) 効率的職務執行体制

「取締役会規則」等に基づき、取締役会において必要な決議を行うとともに、執行役員制度により、執行役員に大幅な権限移譲を行い、効率的な職務執行に努めております。

取締役会は、会社の目指すところを社是として掲げ、中期事業計画及び年度の事業計画を定め、戦略的な方向付けを実施しております。計画の検討にあたっては、全ての取締役、監査役、執行役員及び事業部長等が参加する事業計画検討会議及び上半期終了前後に開催する計画の達成状況の確認と今後の検討を行う事業部門会議等により、建設的な議論を行っております。これらの会議の結果を踏まえ、社長執行役員の諮問機関である上席執行役員会議での議論を経て、取締役会において議論を行い、重要な業務執行の決定を行っております。

また、計画の進捗状況については、四半期ごとに取締役会で報告が行われ、モニタリングを行っております。

(5) グループ会社管理体制

グループ会社の事業運営にあたっては、当社の各製造本部・事業部及び部門が適切に指導を行っております。

また、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の管理運営が行われております。

監査役監査、内部監査を通じ、その運用状況の確認を行っております。特に重要な拠点については、定期的な監査を実施しております。

(6) 監査体制関連事項

監査役は、取締役会その他重要会議への出席や、当社取締役、執行役員との面談及び重要な決裁書類の閲覧を行うとともに、国内及び海外のグループ会社を往査し、グループ会社の取締役をはじめとする関係者の面談を実施しております。

監査役は、内部監査室と定期的な打合せを行い、内部監査の年間計画及びその目的等を聴取し、内部監査の結果報告を全て受けております。監査の実施にあたっては、監査のポイント等を事前に協議し、必要に応じて内部監査に同行し立ち会っております。

監査役は、代表取締役社長執行役員と定期的に面談を行うとともに、会計監査人とも定期的会合を開催し、監査体制、監査計画の確認、監査実施状況等の説明を受け、意見の交換等を行っております。さらに、社外取締役との連絡会を設置し、定期的に意見交換を行っております。

監査役室には専任の補助使用人をおき、補助使用人に対する指揮命令、人事評価は、監査役が行っております。

年間予算の計上は監査役会が行い、その年間予算に基づき費用処理しております。

７．会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループが企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である高度な「超精密機械加工技術」を駆使した「垂直統合生産システム」や「大規模な海外量産工場」、そして「整備された研究開発体制」を世界各地で展開し、「ものづくりで勝てる会社、技術で勝てる会社」を目指し、「新製品の導入」「新市場の開拓」及び「生産技術の革新」の取り組みを中長期にわたり効率的かつ持続的に実施していくことが必要となります。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社グループの企業価値向上のために必要不可欠な企業価値の源泉や特徴を理解した上で、これらを中長期的に確保し実現していかなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

そこで、当社は、このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収行為を抑止するためには、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

当社グループは、株主の皆様・取引先・地域社会・国際社会・従業員をはじめとしたさまざまなステークホルダーに対して社会的責任を遂行し、企業価値を最大化することを基本経営方針としております。

この基本経営方針の下に、当社グループは「高付加価値製品の開発」「製品の品質の高度化」に積極的に取り組み、当社グループの総合力を発揮できる分野に経営資源を集中するとともに、「財務体質の強化」に努め、企業運営の強化と社内外に対してわかりやすい「透明度の高い経営」の実践を心がけております。

また、当社グループは、製品による環境負荷の低減と環境保全活動の推進、法令の遵守と企業倫理に則した公正・適切な事業運営、ステークホルダーとの良好な関係維持等におけるさまざまな取り組みを通じ、企業の社会的責任を遂行し、一層の高度化をはかっております。

当社グループは平成31年３月期までを計画期間とする中期事業計画の方向性とビジョンの実現、年度事業計画の達成に全力で取り組んでまいりますとともに、会社経営に関する意思決定・業務執行機関の整備をはかり、そのガバナンスを強化するために内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの内容の概要

当社は、平成23年６月29日開催の当社第65回定時株主総会において更新を決議した「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（買収防衛策）について、平成26年５月30日開催の取締役会及び平成26年６月27日開催の当社第68回定時株主総会の各決議に基づき、その内容を一部改定した上で更新いたしました。（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）

本プランによる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの具体的内容の概要は、次のとおりであります。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト（http://www.minebea.co.jp/corp/investors/management/governance/takeover_defense_measures/）をご参照下さい。

① 本プランの目的

当社取締役会は、本基本方針に定めるとおり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

② 本プランの概要

本プランは、以下の(a)もしくは(b)に該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下、「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

(a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

(b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）には、あらかじめ本プランに定められる手続に従っていただくこととし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

買付者等には、買付等の開始または実行に先立ち、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言を含む法的拘束力のある意向表明書及び買付等の内容の検討に必要な所定の情報等を記載した買付説明書を当社に対して提出していただきます。

また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見や代替案（もしあれば）等の情報を提供するよう要求することができます。

独立委員会は、当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等を行い、かかる検討等の結果、当該買付等が本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合または買付等が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等であって、かつ本プランに定める本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存し、本プラン所定の発動事由に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。他方、独立委員会は、買付者等による買付等が本プラン所定の発動事由に該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、１個の新株予約権につき、原則として１株の当社株式が発行されることから、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

なお、本プランの有効期間は、平成26年６月27日開催の第68回定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とされております。

(4) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期事業計画をはじめとする企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに本基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、本基本方針に沿うものです。特に、本プランについては、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）の要件を全て充足していること、第68回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ており、有効期間が約３年と定められていること、また当社取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等、株主意思を重視するものとなっております。また、これらに加え、当社経営陣から独立した社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営環境を総合的に勘案し、継続的に安定した利益配分を維持しながら、株主資本の効率向上と株主の皆様へのより良い利益配分を第一義とし、業績をより反映した水準での利益還元をはかることを基本方針としております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**249,820**	**流動負債**	**165,424**
現金及び預金	39,594	支払手形及び買掛金	35,807
受取手形及び売掛金	92,275	短期借入金	66,165
有価証券	1,545	１年内償還予定の社債	10,000
製品	39,717	１年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	7,700
仕掛品	29,873	１年内返済予定の長期借入金	13,479
原材料	18,799	リース債務	64
貯蔵品	4,939	未払法人税等	5,385
未着品	9,681	賞与引当金	6,157
繰延税金資産	4,016	役員賞与引当金	180
その他	9,557	製品補償損失引当金	302
貸倒引当金	△179	環境整備費引当金	463
固定資産	**209,597**	事業構造改革損失引当金	216
有形固定資産	**177,993**	その他	19,502
建物及び構築物	146,446	**固定負債**	**56,029**
機械装置及び運搬具	312,225	長期借入金	39,765
工具、器具及び備品	51,198	リース債務	45
土地	25,573	執行役員退職給与引当金	187
リース資産	366	環境整備費引当金	513
建設仮勘定	6,250	退職給付に係る負債	13,246
減価償却累計額	△364,068	その他	2,271
無形固定資産	**12,905**	**負債合計**	**221,454**
のれん	5,721	**純資産の部**	
その他	7,184	**株主資本**	**279,914**
投資その他の資産	**18,699**	**資本金**	**68,258**
投資有価証券	8,760	**資本剰余金**	**95,772**
長期貸付金	240	**利益剰余金**	**125,133**
繰延税金資産	7,643	**自己株式**	**△9,249**
その他	2,076	**その他の包括利益累計額**	**△49,129**
貸倒引当金	△22	**その他有価証券評価差額金**	**588**
繰延資産	**9**	**繰延ヘッジ損益**	**283**
		為替換算調整勘定	**△47,390**
		退職給付に係る調整累計額	**△2,611**
		新株予約権	**130**
		非支配株主持分	**7,058**
		純資産合計	**237,973**
資産合計	**459,427**	**負債純資産合計**	**459,427**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		609,814
売上原価		486,671
売上総利益		123,143
販売費及び一般管理費		71,704
営業利益		51,438
営業外収益		
受取利息	532	
受取配当金	175	
固定資産賃貸料	270	
保険配当金	206	
その他	581	1,765
営業外費用		
支払利息	1,168	
為替差損	3,112	
持分法による投資損失	21	
調査対応費用	178	
その他	2,061	6,542
経常利益		46,661
特別利益		
固定資産売却益	37	
受取保険金	3,337	
国庫補助金	973	
関係会社事業整理益	83	4,431
特別損失		
固定資産売却損	19	
固定資産除却損	118	
固定資産圧縮損	928	
減損損失	6	
災害による損失	137	
事業構造改革損失	514	
退職給付制度終了損	1,465	
製品補償損失	356	
独占禁止法関連損失	17	
環境整備費引当金繰入額	567	4,130
税金等調整前当期純利益		46,963
法人税、住民税及び事業税	12,757	
法人税等調整額	△2,393	10,363
当期純利益		36,599
非支配株主に帰属する当期純利益		212
親会社株主に帰属する当期純利益		36,386

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	68,258	95,237	94,730	△9,406	248,820
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△5,983		△5,983
親会社株主に帰属する当期純利益			36,386		36,386
自己株式の取得				△8	△8
自己株式の処分		534		165	700
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	―	534	30,402	156	31,094
当連結会計年度末残高	68,258	95,772	125,133	△9,249	279,914

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	1,677	△2	△21,144	△3,213	△22,682	127	7,413	233,679
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△5,983
親会社株主に帰属する当期純利益								36,386
自己株式の取得								△8
自己株式の処分								700
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,088	285	△26,246	601	△26,447	2	△355	△26,800
連結会計年度中の変動額合計	△1,088	285	△26,246	601	△26,447	2	△355	4,293
当連結会計年度末残高	588	283	△47,390	△2,611	△49,129	130	7,058	237,973

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**108,177**	**流動負債**	**135,331**
現金及び預金	4,025	買掛金	48,852
受取手形	2,000	短期借入金	44,050
売掛金	60,957	１年内償還予定の社債	10,000
仕入製品	3,938	１年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	7,700
製品	1,100	1年内返済予定の長期借入金	13,211
仕掛品	5,860	リース債務	58
原材料	1,735	未払金	3,694
貯蔵品	126	未払費用	1,490
未着品	1,047	未払法人税等	1,156
前渡金	191	預り金	758
前払費用	793	前受収益	1
関係会社短期貸付金	22,436	賞与引当金	3,829
未収入金	995	役員賞与引当金	180
立替金	41	製品補償損失引当金	302
繰延税金資産	1,821	その他	44
その他	1,104	**固定負債**	**40,395**
固定資産	**260,079**	長期借入金	39,050
有形固定資産	**41,274**	リース債務	37
建物	16,073	退職給付引当金	696
構築物	1,046	執行役員退職給与引当金	177
機械及び装置	4,316	その他	433
車両運搬具	17	**負債合計**	**175,727**
工具、器具及び備品	2,118	**純資産の部**	
土地	15,438	**株主資本**	**191,895**
リース資産	91	**資本金**	**68,258**
建設仮勘定	2,172	**資本剰余金**	**95,772**
無形固定資産	**3,731**	資本準備金	94,756
のれん	253	その他資本剰余金	1,015
特許権	192	**利益剰余金**	**37,114**
借地権	35	利益準備金	2,085
ソフトウエア	3,219	その他利益剰余金	35,029
その他	30	圧縮記帳積立金	2,188
投資その他の資産	**215,073**	別途積立金	6,500
投資有価証券	4,276	繰越利益剰余金	26,340
関係会社株式	165,992	**自己株式**	**△9,249**
出資金	0	**評価・換算差額等**	**599**
関係会社出資金	44,065	**その他有価証券評価差額金**	**599**
関係会社長期貸付金	179	**繰延ヘッジ損益**	**0**
長期前払費用	152	**新株予約権**	**43**
繰延税金資産	270	**純資産合計**	**192,539**
その他	135		
繰延資産	**9**		
社債発行費	9		
資産合計	**368,266**	**負債純資産合計**	**368,266**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		451,101
売上原価		413,579
売上総利益		37,522
販売費及び一般管理費		25,512
営業利益		12,009
営業外収益		
受取利息	385	
受取配当金	4,299	
固定資産賃貸料	273	
保険配当金	205	
その他	103	5,266
営業外費用		
支払利息	594	
社債利息	114	
為替差損	186	
調査対応費用	178	
その他	252	1,326
経常利益		15,950
特別利益		
固定資産売却益	4	
関係会社清算配当金	38	43
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	10	
減損損失	6	
関係会社株式評価損	483	
関係会社出資金評価損	947	
製品補償損失	220	
独占禁止法関連損失	10	1,678
税引前当期純利益		14,314
法人税、住民税及び事業税	2,818	
法人税等調整額	△254	2,563
当期純利益		11,750

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当事業年度期首残高	68,258	94,756	480	95,237	2,085	2,188	6,500	20,573	31,347
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△5,983	△5,983
当期純利益								11,750	11,750
自己株式の取得									
自己株式の処分			534	534					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	534	534	－	－	－	5,766	5,766
当事業年度末残高	68,258	94,756	1,015	95,772	2,085	2,188	6,500	26,340	37,114

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当事業年度期首残高	△9,406	185,437	1,646	△0	1,645	35	187,119
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△5,983					△5,983
当期純利益		11,750					11,750
自己株式の取得	△8	△8					△8
自己株式の処分	165	700					700
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△1,047	0	△1,046	7	△1,038
事業年度中の変動額合計	156	6,458	△1,047	0	△1,046	7	5,419
当事業年度末残高	△9,249	191,895	599	0	599	43	192,539

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月６日

ミネベア株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大塚敏弘 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野村哲明 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 神山卓樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ミネベア株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミネベア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の追加情報に記載されているとおり、会社は平成28年３月30日にミツミ電機株式会社との間で、経営統合契約及び株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月６日

ミネベア株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大塚 敏弘 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野村 哲明 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 神山 卓樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ミネベア株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の追加情報に記載されているとおり、会社は平成28年３月30日にミツミ電機株式会社との間で、経営統合契約及び株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、その内容について検討いたしました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118号第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載の独占禁止法違反に係る件については、当社グループ全体で再発防止に向けてコンプライアンス体制のより一層の強化に取組んでいることを確認しております。今後とも監査役会は、独占禁止法の遵守を含むコンプライアンスのさらなる強化及び徹底への取組みを確認してまいります。

平成28年５月10日

ミネベア株式会社　監査役会

常勤監査役　清水　一成　㊞
常勤社外監査役　時丸　和好　㊞
社外監査役　陸名　久好　㊞
社外監査役　柴崎伸一郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、経営環境を総合的に勘案し、継続的に安定した利益配分を維持しながら、株主資本の効率向上と株主の皆様へのより良い利益配分を第一義とし、業績をより反映した水準での利益還元をはかることを基本方針としております。この方針の下、第70期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金10円　　総額3,781,466,020円

なお、中間配当金として10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株当たり20円（前期に比べ８円増配）となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 当社とミツミ電機株式会社は、平成29年３月17日に株式交換による経営統合を実施する予定であります。これに伴い、現行定款第１条（商号）及び第17条（取締役の定員）の変更を行うものであります。

本変更につきましては、平成28年３月30日付株式交換契約に基づく株式交換の効力発生を条件として、その効力発生日である平成29年３月17日に効力を生じる旨の附則を設けるものであります。

(2) その他、あわせて字句の整備を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　　総　　則	第１章　　総　　則
（商　号） 第１条　本会社は、商号をミネベア株式会社とする。 英文呼称は下記の通り表示呼称する。 MINEBEA CO., LTD	（商　号） 第１条　本会社は、商号をミネベア ミツミ株式会社とする。 英文呼称は下記の通り表示呼称する。 MINEBEA MITSUMI Inc.
第４章　　取締役及び取締役会	第４章　　取締役及び取締役会
（取締役の定員） 第17条　本会社の取締役は10名以内とする。	（取締役の定員） 第17条　本会社の取締役は12名以内とする。
（新　設）	附　則 第１条（商号）及び第17条（取締役の定員）の変更は、平成28年３月30日付株式交換契約に基づく株式交換の効力が発生することを条件として、その効力発生日である平成29年３月17日からその効力を生じる。 なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）は任期満了となります。
つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	かいぬま　よしひさ 貝沼　由久 (昭和31年２月６日生)	昭和58年４月　第二東京弁護士会弁護士登録 昭和63年12月　当社取締役法務担当 平成元年９月　米国ニューヨーク州弁護士登録 平成４年12月　当社常務取締役業務本部副本部長 平成６年12月　当社専務取締役欧米地域営業本部長兼業務本部副本部長 平成15年６月　当社取締役専務執行役員 平成21年４月　当社代表取締役社長執行役員(現)	70,000 株
2	ふじた　ひろたか 藤田　博孝 (昭和27年５月23日生)	昭和51年４月　当社入社 平成15年６月　当社執行役員 平成17年６月　当社常務執行役員 平成19年６月　当社取締役(現) 平成21年６月　当社専務執行役員(現)回転機器事業本部長兼情報モーター事業部長 平成24年５月　当社電子機器製造本部長 平成25年４月　当社電子機器製造本部副本部長兼電子デバイス部門担当 平成27年１月　当社電子機器製造本部長兼電子デバイス部門担当兼海外モーター部門担当 平成27年４月　当社電子機器製造本部長（現）兼車載・海外モーター部門担当	29,000 株
3	このみ　だいしろう 許斐　大司郎 (昭和26年９月30日生)	昭和50年４月　当社入社 平成11年９月　当社欧州地域副総支配人 平成17年６月　当社執行役員 平成17年７月　当社欧州総支配人(現) 平成23年４月　当社営業部門欧州・北南米地域統括 平成23年６月　当社常務執行役員 平成25年６月　当社取締役専務執行役員営業部門担当（現）	30,000 株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	うちぼり　たみお 内堀　民雄 (昭和27年９月６日生)	昭和52年４月　当社入社 平成15年12月　当社経営管理部長 平成19年６月　当社執行役員業務本部総合企画部門長兼総合企画部長 平成23年６月　当社常務執行役員 平成24年５月　当社管理・企画・経理部門副担当兼経営企画部長 平成25年６月　当社取締役専務執行役員経営企画部門担当（現）兼経営企画部長	23,000 株
5	いわや　りょうぞう 岩屋　良造 (昭和33年４月24日生)	昭和56年４月　当社入社 平成元年12月　当社東京支店東京販売部長 平成21年６月　当社執行役員電子機器事業本部ライティングデバイス事業部長 平成25年６月　当社常務執行役員 平成27年４月　当社電子機器製造本部副本部長兼電子デバイス部門担当（現）兼ライティングデバイス事業部長 平成27年６月　当社取締役専務執行役員（現）	3,000 株
6	※ つるたてつや 鶴田哲也 (昭和30年９月４日生)	昭和56年４月　当社入社 平成17年10月　当社メカアッシー事業部長 平成19年６月　当社執行役員 平成27年６月　当社常務執行役員（現） 平成28年１月　当社機械加工品製造本部副本部長兼ロッドエンド・ファスナー事業部長（現）	3,000 株
7	のね　しげる 野根　茂 (昭和34年８月23日生)	昭和57年４月　当社入社 平成11年９月　当社大阪支店長 平成19年６月　当社執行役員 平成23年４月　当社営業部門副担当兼日本・アジア地域統括（現） 平成24年６月　当社常務執行役員(現) 平成27年６月　当社取締役（現）	8,000 株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8	※ よだ ひろみ 依田 博実 (昭和27年６月26日生)	昭和53年８月　当社入社 平成13年４月　当社経営管理部長 平成21年６月　当社執行役員 平成24年６月　当社常務執行役員（現） 平成25年６月　当社管理・経理・ＩＴ部門副担当（現）	3,000 株
9	むらかみ こうし 村上 光鵄 (昭和15年２月８日生)	昭和42年４月　東京地方裁判所判事補 平成11年４月　東京高等裁判所部総括判事 平成17年４月　京都大学大学院法学研究科教授 平成17年６月　TMI総合法律事務所客員弁護士(現) 平成17年11月　株式会社サンエー･インターナショナル社外監査役 平成20年４月　横浜国立大学大学院客員教授 平成20年５月　当社独立委員会委員(現) 平成20年６月　当社取締役(現) 平成22年４月　大東文化大学大学院法務研究科教授	― 株
10	まつおか たかし 松岡 卓 (昭和39年１月17日生)	平成15年４月　株式会社啓愛社企画部長 平成15年６月　同社取締役 平成16年６月　同社常務取締役 平成17年６月　当社取締役(現) 平成19年６月　株式会社啓愛社専務取締役 平成23年６月　同社取締役専務執行役員 平成26年６月　同社取締役副社長執行役員（現）	93,765 株

（注）1.※は、新任候補者であります。

2.各候補者と当社との間の特別の利害関係については以下のとおりであります。

(1) 松岡　卓氏は、株式会社啓愛社の取締役副社長執行役員を兼務しており、当社は同社より機械設備、部品及び油脂類等の購入を行っております。

(2) その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3.村上光鵄、松岡　卓の両氏は、社外取締役候補者であります。

なお、村上光鵄氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

4.社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

① 村上光鵄氏は、元東京高等裁判所部総括判事及び弁護士として豊富な経験と見識を有しており、企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営の推進についてご指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は過去において社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由に加え、現在当社社外取締役の職責を適切に果たしているこ

とから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。

② 松岡　卓氏は、企業運営についての幅広い見識を有しており、現在、当社社外取締役の職責を適切に果たしていることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

① 村上光鵄氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって８年であります。

② 松岡　卓氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって11年であります。

(3) 社外取締役候補者が当社の社外取締役としての最終の任期中に当社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生の予防及び発生後の対応として行った行為の概要について

招集ご通知添付書類「事業報告」の「１．企業集団の現況に関する事項（4)対処すべき課題」（８頁）に記載の独占禁止法違反に係る件については、グループ全体で再発防止に努めるよう求めるとともに、コンプライアンス、内部統制の観点から各種の提言を行いました。

(4) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役との間で、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。本議案が原案どおり承認された場合には、村上光鵄及び松岡　卓の両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢
軽井沢プリンスホテル　ウエスト
国際会議場　「浅間」
電話　0267-42-1111

交通：車／上信越自動車道　碓氷軽井沢I.C.
から総会会場までは11km
電車／北陸新幹線　JR軽井沢駅南口
から総会会場までは徒歩約15分、
タクシーで約２分



****

【JR軽井沢駅から当社総会会場までの送迎】

下記時刻に、JR軽井沢駅南口より専用送迎バスにて総会会場までご案内申し上げます。

記

JR軽井沢駅南口　　9:20 発
9:40 発

以　上